

北海道教育委員会教育長告示第 26 号

北海道立青少年体験活動支援施設設置条例第11条第3項の規定により、北海道立青少年体験活動支援施設設ネイパル森の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和 2 年 3 月 26 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

利用料金額の種類	利用料金の額		
	1 人 1 日につき	1 人 1 泊につき	
		～R2. 3. 31	R2. 4. 1～
1 4 歳以上の幼児	0 円	100 円	同左
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	0 円	200 円	300 円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	0 円	300 円	400 円
4 1 から 3 までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	0 円	1, 000 円	1, 100 円
5 1 から 4 までのいずれにも該当しない者（4 歳未満の者を除く。）	0 円	1, 000 円	1, 100 円